

【都立高校における各種支援制度のご案内】

制度	高等学校等就学支援金	多子世帯における 都立学校授業料等支援事業	東京都国公立高等学校等 奨学のための給付金		東京都高等学校給付型奨学金	
対象経費	授業料	授業料	授業料以外の教育費の一部		教育活動への参加に要する経費 (模擬試験、修学旅行費用等)	
対象世帯	区市町村の課税標準額×6%－区市町村 民税の調整控除の額が30万4200円未満 の世帯	所得制限により就学支援金の対象とならな い世帯のうち、扶養する23歳未満の子が 3人以上いる世帯	生活保護受給世帯又は 非課税世帯(区市町村民税及び都道府 県民税の所得割額が0円)		生活保護受給世帯又は 区市町村民税及び都道府県民税の所得 割額の合算が8万5500円未満の世帯	
世帯年収目安	約910万円未満		約250万円未満		約350万円未満	
支給金額	年額118,800円 (月額9,900円×12月)	年間の授業料が半額の59,400円となる (月額4,950円×12月)	生活保護受給世帯	32,300円	生活保護、非課税	50,000円
			非課税世帯(第1子)	110,100円	所得割額合算額 8万5,500万円未満	30,000円
			非課税世帯(第2子)	141,700円		
支給先	学校(授業料へ充当)		保護者の口座へ振込み		学校(学年積立金へ充当)	
審査時期・回数	1学年 年2回(4月、7月) 2学年以上 年1回(7月) ※マイナンバーを提出し認定された場合は 以後提出不要で自動的に審査を行う。 不申請、不認定は、毎回提出が必要。	年1回(4月)	年1回(9～10月) 口座への振込みは12月上旬頃		年1回 1学年 6～7月 2学年以上 4月頃	
審査基準となる 所得の年度	1学年4月 前年度 その他(7月) 当該年度		当該年度		前年度	

※各制度の詳細は、別添のリーフレットをご確認ください。申請方法等については、学校から別途お知らせします。

※上記のいずれの制度も、返還の必要はありません。